

監査公表

地方自治法の規定に基づき実施した
令和6年度の定期監査等の結果を
次のとおり公表します。

飯塚市監査委員 篠崎 充俊
飯塚市監査委員 瀬戸 元

監査の対象

【定期監査】

経済部

公営競技事業所、経済政策推進室、
国際政策課、商工観光課、
特産品振興・ふるさと応援課、
農林振興課

企業局

企業管理課、上水道課、下水道課

【財政援助団体等に対する監査】

財政援助団体

○部落解放同盟飯塚市協議会

○一般社団法人 飯塚観光協会

指定管理者

○飯塚市市民公園体育施設

一般社団法人 飯塚市スポーツ協会

○飯塚市文化会館

公益財団法人

飯塚市教育文化振興事業団

【行政監査】

税外債権管理について

監査の結果

令和6年度の監査については、市の財務に関する事務の執行、市の経営に係る事業の管理および工事の執行などが、法令等に準拠し適正に行われているか、また、住民の福祉を増進し、最少の経費で最大の効果を挙げるよう効率的に行われているかなどを着眼点とし監査を行いました。

まず、定期監査の結果については、一部の事務処理において飯塚市事務決裁規程などに違反する不適切な事務処理がなされていたので、文書による指摘を行い、事務執行の適正化を求めました。

財政援助団体および指定管理者に対する監査では、一部の事務においては是正、改善を要する事項が見受けられましたので、速

やかに措置を講じるよう対象団体および所管課へ指摘を行いました。

また、行政監査については、税外債権管理をテーマに、歳入に係る調定の手続および納入の通知は適正に行われているか、履行期限までに納付されない場合に、滞納者に対する督促並びにその後の催告および財産調査等は適時かつ適正に行われているか、滞納者に対する滞納処分等の手続、債権放棄および不納欠損処分は適時かつ適正に行われているか、収入未済の解消、収納率の向上に向けた適切な対策が行われているかを主な着眼点とし、監査を実施しました。

その結果、改善および検討すべき事項が見受けられましたので、組織や事務の見直しも踏まえ、徴収体制の強化について全庁的な取組みを求めました。

※なお、詳細については、市ホームページに掲載しています。

市HP

